

平成29年
6 月 舟橋村議会定例会会議録（第2号）

平成29年6月12日（月曜日）

議 事 日 程

平成29年6月12日 午前10時00分 開議

- 日程第1 村政一般に対する質問並びに議案第20号から議案第22号まで
（一般質問・質疑、常任委員会付託）
- 日程第2 陳情について
（常任委員会付託）
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（8名）

1番	田村	馨君
2番	杉田	雅史君
3番	吉川	孝弘君
4番	森	弘秋君
5番	明和	善一郎君
6番	川崎	和夫君
7番	竹島	貴行君
8番	前原	英石君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村	長	金森	勝雄君	
副	村	長	古越	邦男君

教 育 長	高 野 壽 信 君
総 務 課 長	松 本 良 樹 君
生 活 環 境 課 長	吉 田 昭 博 君
会 計 管 理 者	田 中 勝 君

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	前 原 靖
---------	-------

午前10時00分 開議

○議長（明和善一郎君） ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、平成29年6月舟橋村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

日程に先立ち、ご報告いたします。

吉川良二舟橋村代表監査委員から欠席届が提出されております。

これで、報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案第20号から議案第22号まで

○議長（明和善一郎君） 日程第1 議案第20号 専決処分の承認を求める件から議案第22号 平成29年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）までを一括議題とします。

（一般質問及び質疑）

○議長（明和善一郎君） これより、村政一般に対する質問並びに提出案件に対する質疑を行います。

通告順に発言を許します。

1番 田村 馨君。

○1番（田村 馨君） おはようございます。

1番田村馨でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして1項目の質問をさせていただきます。

高齢者のタクシー利用についてお伺いします。

日本の高齢化社会の進行は世界でも飛び抜けており、高齢者ドライバーの交通事故が大きな問題となっております。高齢化社会の交通の問題点は、高齢者の交通事故の問題、運転免許の返納と車なし世帯の増加、日常生活における移動難民者の増加、地域コミュニティの崩壊などが挙げられ、その中でも特に自動車事故における高齢者の割合が急増していることでもあります。高齢者ドライバーによる交通事故はここ10年間で、65歳以上のドライバーによる事故は1.5倍、75歳以上のドライバーによる事故が2.2

倍と増え続けている状況であります。また、このような交通事情の中、自家用自動車免許の自主返納者も増え、ほとんどが65歳以上で、市町村の支援等が返納者増加の要因のようであります。

私の知る住民の中にも、お二人とも高齢で車を持たないご夫婦がおられます。近くの外出は徒歩ですが、少し遠くなるとタクシーを利用するのが日常生活となっております。特に冬の外出はタクシーを利用することが多く、病院への通院等、回数が増えると、外出のたびに金銭的負担も多くなるとのことです。

舟橋村には公共交通として富山地方鉄道の本線が通っておりますが、村内の方の利用も多い中央病院等の総合病院は、そのほとんどが駅から離れた場所に立地しております。手段として、舟橋から富山まで電車で行き、そこから路線バスに乗りかえて目的地の病院に向かうのがほとんど聞いております。

しかし、高齢者の方にとりましては、年齢や健康状態により、歩くことは可能でも、バス停までの数百メートルを歩くことが困難な方、座る場所のないバス停では、暑い夏、寒い冬のバスを待つことも考えれば、タクシーを呼んで自宅から出かけるほうが安心・安全であることから、車を持たない高齢者世帯ではタクシーを利用することが多くなるのが現状であります。

また、安全上の理由から車を持たなくなり、外出が少なくなり、特に北陸のような豪雪地帯になると、冬期間の徒歩での外出は、高齢者にとっては危険を伴うものとなります。そのような環境の中、通院や行政サービスを受けるときなど、外出の際はほとんどがタクシー利用になり、少しでも負担を軽減する必要があると考えます。

このような点から、高齢者世帯が増える現状での高齢者の交通対策として、高齢者の外出支援タクシー助成制度を新たに取り入れるべきと考えます。

例えば高齢者へのタクシー助成条件としては、車を持たない高齢者世帯であり、対象年齢や所得、助成金の金額などさまざまな条件があると思いますが、このような助成制度ができれば、高齢者の外出回数も増え、イベントなどへの参加も可能になり、また運転免許の自主返納者も増え、高齢者の交通事故対策につながると考えますが、村当局の考えをお伺いします。

○議長（明和善一郎君） 生活環境課長 吉田昭博君。

○生活環境課長（吉田昭博君） 1番田村議員の、高齢者の交通対策についてのご質問にお答えいたします。

現在、我が国は超高齢化社会に突入しており、年金、医療、介護などの社会保障制度の問題に加え、高齢者の居住環境に係るサービスの拡充が求められております。

本村の高齢化率は、ことしの6月現在で18.8%、富山県が28年10月1日現在で31.1%でありますので、他の自治体に比べ非常に低い状況にありますが、今後着実に高齢化の進展が予測されております。また、ひとり暮らしの高齢者や村外から団地に転入された方など、買い物などの際に近隣に頼れる知人がいない高齢者も急増することが予測されております。

議員がご指摘のとおり、本村には、日常の買い物ができるスーパーや高度な専門医療を行う医療施設等がなく、隣接の富山市や上市町、立山町へのニーズが高くなっていることは事実であります。

この状況から、本村では、高齢者の村外へ交通手段の支援施策といたしまして、平成22年7月より、65歳以上の方が運転免許証を自主返納した場合に月額4,000円を5年間支給する高齢者運転免許自主返納者生活支援事業を実施しております。この制度の利用者は、これまでの延べ人数が41人で、現在は24人ですが、今後増加するものと推測しております。

一方、平成26年4月より、舟橋村社会福祉協議会では、ホームヘルパーによる生活上の困り事を支援するファミリーサービスを拡充いたしまして、日常的な買い物代行を行う等の生活支援サービスや運転ボランティアによる外出支援サービスを実施しております。利用者数もサービスを開始した平成26年度の48名に対し、平成28年度には223名となり、サービスの利用ニーズは着実に高まっている現状下にあります。

しかし、この外出支援サービスの利用範囲は、道路運送法の諸規定から村内に限定されており、日常の買い物や医療機関など村外ニーズが高い本村では、利用者が100%満足できるサービス提供ができているとは言いがたいと考えております。

ただいま議員から、タクシー利用に対する助成制度についてのご提案をいただきましたが、一昨年、平成27年5月に一部改正されました地域公共交通活性化再生法において、タクシーは、鉄道やバス等とともに地域の持続可能な公共交通ネットワークを形成する重要な交通機関として位置づけられ、積極的な活用を促しております。

このことから、全国の自治体によるタクシー活用事例を見ますと、京都府の京丹後市では、買い物代行、見守り代行、病院予約代行等の複合的なサービスを、茨城県の稲敷市では、乗り合いタクシー利用者に対する定額の補助を行っております。また、京都市

では、タクシー会社と連携し介護分野へ事業展開するなど、従来の、自宅から施設までの2地点間の送迎にとどまらない高齢者のお手伝いサービス等の付加価値を提供するサービスを創出し、需要も高まっております。

このようなタクシー事例ですが、中には、運行を継続するために市町村が過大な財政負担を行うなど継続性に懸念が生じているケースや、利用勝手が悪いため、極端に利用が低迷しているケースなども見受けられます。

本村では、行政区域内に多くの商業施設が存在する自治体とは異なり、高齢者の村外ニーズが高いことに加え、ニーズも多様化している現状を踏まえて、今後、対応を検討してまいりたいと思います。

また、サービスの提供における利用者の範囲等につきましても、免許証や車を所持しない高齢者に加えて、障害者のいる世帯や介護が必要な方への配慮も必要であると考えておりますので、十分な調査研究が必要であると思っております。

今後、時間を要する課題ではありますが、高齢者等の交通支援事業は、本村にとりまして重要な福祉サービスの施策となりますので、今後、先駆的事例の調査研究と同時に、本村の社会福祉協議会とも連携・協調を図りながら、効率性並びに利便性の高いサービスの検討を進めてまいりますので、議員各位のご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

○議長（明和善一郎君） 8番 前原英石君。

○8番（前原英石君） 皆さん、おはようございます。

今回の6月定例議会では、2点について通告をしておりますので、順に質問させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

まず1点目でございますが、竹内天神堂古墳を含めた歴史的資産の保全・保護の方針についてお聞きします。

「舟橋村史」が昨年5月に、「舟橋村誌 第2編」が昭和38年10月に発行されてから、50年余りの歳月を経て発行されました。編さんに携わられました機関、団体、個人、そして委員の皆様には、私が想像する以上のご苦勞があったことと、心から敬意と感謝を申し上げるところでございます。

私が今回質問をいたしますのは、その村史の最初のカラー刷りグラビアページに紹介をされております天神堂古墳と、それに関連した歴史・文化・保全・保護・環境についての質問であります。

現在、舟橋村で唯一立山黒部ジオパークに認定をされております竹内天神堂古墳ですが、村史のカラー刷り最初のグラビアページに紹介されているということは、村としてもそれを重要視しておられるものであると想像します。

今後、村としてどのような保全・保護を行っていかうと考えているのか、まず基本的な考え方からお聞きします。

立山・黒部から富山湾に広がる大自然は、まさにジオパークと言われています。竹内天神堂古墳は、平野の真ん中にある古墳として存在をしていますが、村では現在、舟橋駅北周辺が無量寺・竹内神明社を核として、歴史的ゾーンとして位置づけされ、急速に整備が進められてきております。

これまで、長年待ち望まれていました、駅前から県道富山上市線に向かう道路拡幅、駅前公園（通称「なかよし公園」）、そして周辺遊歩道もきれいに整備されております。金森村長が掲げる施策とともに、着実に歴史・文化にふれられる環境が整ってきておると思っております。

地元住民としても、うれしく思っております。また、整備が進むとともに、公園を中心として、子どもさんを連れ散歩を楽しむ家族や、そこで遊ぶ子どもたちの姿、あずまやで腰をおろして休息し、ゆったりとした時間を過ごすお年寄り、本を読んだり、会話を楽しむ中高校生の姿などを頻繁に見かけるようになり、今まであまり感じられなかった人の動きや活気を感じられるようになりました。

しかし、竹内天神堂古墳がジオパークに認定されていることを知っているのでしょうか。ほとんど知らないのではないかと思います。

何度も申し上げますが、村史の最初に紹介されている歴史的にも貴重な財産であり、舟橋村にとっての宝として後世に伝えていくべき責任があると思っておりますが、それをどのように考えておられるか。舟橋村の歴史・文化にふれてもらうためにも、そして価値を高めるためにも早い時期で何らかの手だてが必要と考えますが、どのように考えておられるかお聞きします。

また、ジオパークに認定されている「みくりが池と雄山」「埋没林」「蜃気楼」などが紹介されているパンフレットの中に、「竹内天神堂古墳」も紹介されており、それを見て、それに関心のある県内外の人も天神堂古墳を訪れていると聞かすが、そこに来ても何の紹介もなく、本当にそこがパンフレットに出ている場所なのかもわからなく、住民に尋ねておられたとのこと。そんなことで、認定されているという意味があるのか疑問に

なります。

また、歴史・文化に関してですが、先日まで幼稚園の建設予定地で発掘調査が行われていたましたが、これまで村内では何カ所もの埋蔵文化財の発掘調査が行われてきております。中には学術的にも貴重な出土品が出ていると聞きます。

一部村史にも紹介されておりましたが、舟橋駅周辺を歴史・文化ゾーンとして考えている村として、今後、それらの公開や展示施設を設ける考えはあるのでしょうか。総合計画に基づいた今後の構想についてお聞きします。

次に、周辺環境についての質問をいたします。

駅前公園を造成するに当たって、地元住民からは、公園の利用者、周辺を散策する人、天神堂古墳を訪れる人のために、小規模でいいので、公衆トイレ、それらの人の駐車場、自転車置き場の必要性を訴える声も多かったわけですが、よりゾーンの価値を高めるためには、それらが必要と考えます。

つくりっ放しにならないように、その後の検証を行っていただきたいと考えますが、住民との話し合いについては、どのように考えておられますか。

この質問の最後になりますが、今後、舟橋村の宝物の価値を、みんなで学び、研究・教育・学習につなげていくとともに、地域の持続可能な社会・経済発展のため、地域振興の起爆剤としての活用も含め、宝物を大切に守り、未来につなげる施策を展開してもらいたいと考えるとともに、総合計画にも書かれているように、埋蔵文化財を含めた文化財の保存環境の改善に努めてほしいと思います。

きょう、ここに、「舟橋村史」編さん事務局長を務めておられました高野教育長も出席しておられますが、村史の後書きに「歴史を後世に伝える」と書いておられます。

村史編さんに携わられました多くの方々の努力に報いるためにも、歴史を村史の中だけにとどめることなく、この発刊をきっかけとして、村民だけではなく、より多くの人に舟橋村を知っていただくチャンスと捉え、これらを風化させることなく保全・保護に努めていただきたいと切に願っております。

続きまして、舟橋村創生プロジェクト総合推進会議と常願寺川公園スポーツクラブについて質問いたします。

4月18日の富山新聞に、常願寺川公園スポーツクラブは、舟橋村東芦原で昨年建設した人工芝グラウンド「高平メモリアル常願寺スポーツパーク」に、新たにクラブハウスを整備する。総合型地域スポーツクラブが運営する施設にクラブハウスを設けるのは

県内初めてとなるとあった。

また、そのクラブは、舟橋村創生プロジェクト推進会議にも加わっており、スポーツの地方創生を目指しているとも言っており、総合型スポーツクラブが取り組む地域貢献のモデルケースになるよう頑張りたいとも言っております。

このクラブが地方創生推進会議に加わって以降、舟橋村でのスポーツ地方創生について会議や意見交換等がなされてきているのか。先方からは一度もそのような申し出がないと当局は言っているが、申し出を待っているだけでは、この話は前に進まないのではないかと危惧するところであります。

また、地域貢献のモデルケースになるように頑張りたいとも言っておりますが、モデルケースとなるような提案についても、これまでなされてきているのでしょうか。

昨年3月定例議会での吉川議員の一般質問に対する生活環境課長の答弁では、メモリアルパークについて、今後は舟橋村創生プロジェクト推進会議を通じて、多くの住民の方々が利用できる環境づくりを進めていくとはっきり答弁をしておりましたが、あれから1年3カ月が経過をしております。

推進会議の中でしっかりとした協議を行っていただきたいと思いますが、今後の予定についてお聞きします。

このクラブについては、これまで、会館や役場で記者発表もされ、環境のいい施設でのスポーツを望む子ども、そこでスポーツをさせたい保護者など、今後の動向に期待を寄せる地域住民も少なくないと思うが、そのようなニーズに応えることが、多くの方が利用できる環境づくりではないかと考えますが、答弁で言われております環境づくりとはどのようなことを考えておられるのか。

これまで、常願寺川公園スポーツクラブ単独での会員の募集等も行ってきたと聞かれますが、現在、舟橋村の子どもはどれほど加入をしているのか。

現在、常願寺川スポーツクラブが運営を行っているようなサッカー場が近隣にもいくつかできており、この5月に、富山市水橋に他団体が運営するフットボールパークが完成し、滑川には日医工サッカー場もあり、周辺でのサッカー環境は充実してきているように思うが、そのような現状の中、推進会議で、舟橋らしさのある地方創生モデルとなるようなプランを練っていただきたいと思っております。

これまで常願寺川スポーツクラブの話をしてまいりましたが、忘れてはいけないのは、舟橋村にも補助金、会費等を財源に活動を行っている総合型スポーツクラブ、文化スポ

ーツクラブ「バンドリー」が、少しでも住民ニーズに応えられるよう、キッズスポーツ教室、放課後子ども教室や未就学児、小学生に対する活動、ほか幅広い年代層に対して事業を展開しており、さまざまな場面で舟橋村の地方創生の一翼を担ってきていると感じております。

現在、常願寺川スポーツクラブとバンドリーの2つの総合型スポーツクラブが村内で活動を行っていることとなりますが、対象年齢が競合するなど課題も出てきております。また、サッカーについては、小学生を対象に保護者や住民が指導を行っているZEROが長年活動を継続していますが、これについても同様なことが言えると思います。

それぞれ目指すところは違うかもしれませんが、一概に全てが競合し合うとは言えないかもしれませんが、村内で活動している皆さんが、お互いに共存し、相乗効果が出るようにしていかなければならないと思いますが、そのためには、そのような団体が話し合う場も必要でないかと思っております。

まずは地方創生推進会議で今後の方向と持続可能なスポーツ環境での地方創生について協議をしていただき、それを関係団体におろしていただきたいと思っております。

また、それと同時に、今後それに関する窓口となるのは、地方創生を一環とする推進会議なのか、舟橋村総合型スポーツクラブなどを所管する教育委員会なのか。以前これについて相談したところ、どちらでもないようなニュアンスの返答で困惑しておりましたが、どこが窓口となり調整役に入るのか、ご助言をいただきたいと思っております。

最後に、冒頭クラブハウスの話をいたしました。常願寺スポーツパークでは、平日の利用率が低いらしく、その部分の利用率を上げたいと聞いておりますし、利用については、サッカーにはこだわらないとも聞いております。

村内で活動するクラブ施設として、今後そのクラブハウスが完成すれば、地元スポーツクラブの利用、各種講習会、コートを使っての行事などもできるようになれば、村内にある施設として価値も上がると思っておりますし、そうすることで利用率や会員の増加も見込め、結果、双方が共存できるような一つのモデルケースになるのではないかと考えております。

そこには当然、今後事業費や補助も発生すると思われれます。地方創生に向けた賃貸住宅の建設、センターサークル、遊歩道の整備も必要かと思っておりますが、スポーツ環境を整えることも、子育て共助のまちづくりにつながるのではないのでしょうか。

そのためには、今後、しっかり協議し、目標とするところを明確にいただき、そ

れに関する予算措置もしっかりお願いしたいというふうに思っております。

これで質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（明和善一郎君） 生活環境課長 吉田昭博君。

○生活環境課長（吉田昭博君） 8番前原議員の舟橋村創生プロジェクト総合推進会議と常願寺川公園スポーツクラブについてのご質問にお答えいたします。

まず、平成27年10月に策定いたしました本村総合戦略についてであります。

ご存じのとおり、本村の総合戦略は、「子育て共助のまちづくり」を具現化することで、子育て世代の転入促進と出生率向上を推進するものであり、具体的には、本村の総合戦略は、重要業績評価指標であるKPIは、5年間で40世帯の子育て世代の転入と年間30人の出生数の確保を達成することにあります。また、本村の地域課題である「子育て共助」を民間企業のビジネスで解決するCSV（共通価値の創造）が特徴であります。

舟橋村創生プロジェクト推進会議は、子育て共助のまちづくりの実現に向け、地域住民の発掘・育成と民間企業の新たな分野での自立支援を目的に、推進基盤となる産学官金連携のためのプラットフォームとして、平成27年10月に立ち上げました。

民間企業が本会議に参加する理由としては、企業が将来にわたり持続・発展していくためには地域が元気であることが重要であり、その元気な地域をつくるための土台となる「地域共助」、つまり人と人との支え合いによる安心感を商品化することで、新たな仕事の創出をすることにあります。また、地方創生予算を充当して本村をフィールドにした事業を展開する場合は、子育て共助を切り口とした取り組みによって、本村のKPIである子育て世代の5年間40世帯の転入、年間30人の出生者の確保を実現することを条件といたしております。

現在、本会議で実施しておりますNTT西日本による「ICT活用によるコミュニティ実験」、金岡造園による「住民協働による子育てに優しいパークマネジメント」、富山YMCAによる「子育て支援サポーター・リーダー育成事業」等は、全て企業側からの提案を、当該会議で子育て共助の実現に資する取り組みかどうか等を検討し、国の地方創生交付金に採択されたものであります。

また、プロジェクト事業の企画に当たり、参考になると思われる民間企業が行うCSVやコミュニティの商品化への取り組み等の先駆的事例は全国に多数ありますので、本会議では、平成28年度を通して、参画企業にこうした情報の提供をしてまいりました。

また、「子育て共助」というキーワードに合ったものであることはもちろん、本村の実情に真に合ったものとなるよう、対象となる子育て世帯やエイジレス世代の方へのアンケートやヒアリングを通して、現状、状況を十分に把握・分析した上で提案してほしいこと、また参画する他事業者との連携についても十分促してきたところであります。本会議で採択された事業者からの提案は、このような情報をもとに自ら考えられたものと承知しております。

また、本会議は、実際に事業を実施するプレイヤーの集まりでありますので、事業展開する見込みのない団体は、参加いただく必要はありません。

ご質問のありました常願寺川公園スポーツクラブにつきましては、スポーツ施設を利用した共助づくりを商品化することで、多くの方に利用いただける、そして地域に必要とされる施設運営を行いたいとの意向を伺いましたので、平成28年4月より、本会議に参加いただいております。

同クラブも本会議に参加しておりますので、全国の事例や、会議に参加している他の事業者の提案、報告等を参考にしながら、本村の子育て共助に資する提案をいただきたいとお話をしてきたところでありますが、現時点で提案はなされておられません。そのため、同クラブへの地方創生としての事業費の支出はありませんし、今後の予算計上の予定もございません。

また、本会議は子育て共助に資する取り組みを推進する場であり、村全体のスポーツのあり方を検討する場ではありません。このため、本件につきましては、教育委員会のスポーツ分野での対応となることと考えております。

議員がご指摘されました常願寺川公園スポーツクラブは、今後スポーツハウスの整備計画があり、施設が完成すれば、住民の利用も増えることが予測されます。一方、本村には文化スポーツクラブ「バンドリー」があり、常願寺川公園スポーツクラブとは一種競合関係にあります。常願寺川公園スポーツクラブは、村が助成しているバンドリーとは異なり、民間のスポーツクラブでありますので、その運営について村が大きく介入することは難しいものと考えております。

しかし、同クラブが、バンドリーや本村体育協会などのスポーツ団体との連携を行い、また本村のスポーツ振興を推進するようなCSVに着手いただけるのであれば、支援も検討していきたいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（明和善一郎君） 教育長 高野壽信君。

○教育長（高野壽信君） 8番前原議員さんのご質問に補足説明をさせていただきます。

教育委員会としましては、舟橋村の生涯スポーツに取り組んでいる舟橋村総合スポーツクラブ「バンドリー」の活動を支えていくことはもちろんのことですが、常願寺スポーツ公園高平メモリアルパークも「スポーツの力で地域を元気に」と地域貢献をうたっており、クラブハウスが建設され、多様な使用方法を提供してくれるものと期待しております。

常願寺スポーツクラブならではの、村民を対象とした各種イベントの実施や村の各種イベントへの人材の派遣などがあれば、村民の皆さんが高平メモリアルパークの存在を価値あるものと評価し、活用の幅も広がってくるのではないかと思います。

必要があれば、教育委員会としましても広報活動などに協力し、常願寺スポーツクラブでの活動を推進していきたいと考えております。

以上で補足説明を終わります。

次に、舟橋村の見どころとして、ジオサイトに指定されている竹内天神堂古墳を含めた歴史的資産の保全・保護の方針についてお答えをします。

駅周辺は公園や周辺道路が整備され、まさに村の歴史・文化ゾーンとしての環境が整ってきました。村民をはじめ多くの方々が地域の魅力を知り、ジオパークの活動のテーマである「自然や環境の保全」に努め、後世に伝えていくことは、大きな責務であると考えています。

現在、竹内天神堂古墳に対して、神明社の氏子さんをはじめ地域住民の皆さんが、常日ごろ環境保全に努められ、併設された公園を含めたジオサイトでの地域おこしにも活用していただいております、村の玄関口の活性化につながっております。

なお、公衆トイレ、駐車場、駐輪場設置については、現在のところ、近隣の施設を共有するという形で理解していただきたいと思っております。

次に、竹内天神堂古墳の案内板についてですが、現在担当者が準備を進めており、近々に設置する予定です。

なお、案内板の設置については、竹内天神堂古墳だけでなく、ほかの場所についても調査研究の組織を立ち上げ、場所、内容等について具体化していきたいと考えております。

村史にも詳しく記述がありますが、村にはたくさんの遺跡群が存在し、弥生時代から

近世までの遺構や遺物が多数発見されています。その一部が舟橋会館で展示されていますが、多くは富山県埋蔵文化財センターに保管されているのが現状で、これらの貴重な出土品などについて、身近な場所での常設展示が実現できれば、さらなる村の魅力発信になろうかと思えます。このことの必要性は重々承知しており、展示場所、展示方法などについては、前教育長より引き継いでいる懸案事項でもあります。

新設の見通しが無いのであれば、今ある施設の活用、例えば、移転後の保育所や空き家などのスペース活用の可能性など、あらゆる方策を多角的に検討して、実現に向けて取り組んでいきます。

また、今後ともジオサイトの保全・保護、また遺跡など歴史的価値のある品々の保全・保護のために、議員さんはじめ村民の皆さんの知恵とアイデアを得ながら最善の方法をとっていくとともに、それらを学校教育の場、生涯学習の場としても有効に活用していきたいと考えております。

以上で前原議員さんの回答とさせていただきます。

○議長（明和善一郎君） 前原英石君。

○8番（前原英石君） それでは、再質問をいたします。

天神堂古墳につきましては、本当に丁寧な説明で、ありがとうございます。

これからも前向きに取り組んでいただきまして、舟橋村の活性化、教育、いろいろなものにつなげていただければというふうに思います。

ただ、常願寺スポーツクラブ、スポーツ推進会議についての再質問でございますが、ちょっと言いたいことがたくさんありまして、再質問も2回までと限られておるということでございます。

ですので、これに関する根幹といいますか、根本的なことを一つお聞きしたいと思います。

現在、舟橋村では、スポーツに関する構想、そしてまた計画等が、今までにそういうものがつくられてきているのかどうか。もし、そういうようなものがしっかりつくられてきているとすれば、私の一般質問も、こういう細かな質問を幾つも重ねることなく、それに準じた質問もできたわけでございますし、答弁側も当然、そういうものがあれば、それに準じた答弁、またできたかと思うわけでございます。

もし、今、舟橋村にそのような構想、また計画等があったとすれば、私の認識不足で大変恐縮なんでしょうございますが、文科省から出ております、スポーツ基本法ですか、基本

法の第10条の中に、スポーツ推進計画というものを、これは努力目標ですけれども、つくことに努めるといふようなことが表記されております。

近隣、立山、上市のほうでは、まだそのようなものが策定されていないというふうに聞いておりますが、市のほうでは、そういうものを策定しているところもあるように聞いております。

今回いろいろと質問をさせていただいたわけですが、また私の質問に対して2人の方から答弁いただいたわけですが、何かそういう根本のものをしっかりつくっていただければ、質問についても本当に、いや、それに、皆さんにやっぱりわかっただけのような質問、そしてまた、答弁側も何かかみ合うような答弁だったかと思いますが、今後、舟橋村でそのようなスポーツ推進計画等をつくっていただくことが、このような現状、いろんな今後のことも考えていくと必要と思うわけですが、そのようなものを今後策定していかれるような計画があるのかどうか。そのへんを大きな一つの問題として捉えて再質問とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（明和善一郎君） 教育長 高野壽信君。

○教育長（高野壽信君） 前原議員さんの再質問にお答えします。

近隣の市町村等とまた話し合いをしながら振興計画について検討してまいりたいと思います。

以上で終わります。

○議長（明和善一郎君） 4番 森 弘秋君。

○4番（森 弘秋君） 皆さんもご存じのように、本年5月28日に天皇皇后両陛下の出席を仰ぎ、「かがやいて 水・空・緑のハーモニー」をテーマに、全国植樹祭が魚津市桃山運動公園で開催されました。

天皇皇后両陛下におかれましては、お手植え、お手まきをなされました。また、両陛下には、高志の国文学館、富山県美術館を視察、富山を満喫され、無事特別機で帰京されました。関係者は、大変であった中で、ほっとされたというふうに思っております。

さて、私からは、通告してあります個人番号カードの取得状況及び義務化についてお聞きいたします。

マイナンバー制度のセキュリティ対策については、平成27年の9月議会で竹島議員がただされておりますが、これについては、総務省からの通知により、庁内ネットワーク

とインターネット環境を分離せよとのことで、そのようになっていると確信をしております。

また、平成28年3月議会の総務教育常任委員会で、マイナンバー通知カードの配達状況についても、平成27年12月までに、文書で全ての世帯に配布済み、完了したとのことでありました。その後、1年5カ月余りが経過しております。

熱しやすく冷めやすいというのは、人間の心理ではありますが、この間において、村は、村民に対し、交付申請のためにどのような対策を講じられたのか。また、その実績はどのような形であらわれているのか。最近の発行状況等、番号カードの交付率はどうか。

マイナンバーの運用は、平成28年1月から始まり、新聞報道によりますと、本村においても同月13日から、県内自治体のトップを切って番号カードの交付が始まり、トラブルは別として、村長がマイナンバー交付1号として早々と受け取っておられます。

このマイナンバー制度は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が平成25年5月31日から施行され、番号利用法、マイナンバー法とも呼ばれております。

同法7条には個人カードの交付について定められており、当該市町村が備える住民基本台帳に登録されている者に対し、その申請により、その者に係る個人番号を通知カードにより通知しなければならないと定められております。

同条3項では、市町村長は、当該通知を受ける者が個人番号カードを円滑に受け取ることができるように必要な措置を講じ、4項、5項では、個人番号を受けている者で、当該通知カードに、記載事項に変更があったとき等の手続が規定されております。

したがって、通知カードは、申請により交付を受けている者とあり、番号カードの申請は義務ではありません、ないと思っております。

また、同法17条、市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記載されている者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとなっております。このことから、私も申請をしていないし、まだ交付を受けておりません。

平成24年10月ごろには、マイナンバーと呼ばれる個人番号を通知し、平成27年1月からカードを配布すると国民に呼びかけていました。が、人間は忘れる動物であり、忘却のかなたでした。

さて、このマイナンバー制度の概要は、行政の効率化、国民の利便性を高め、公平・

公正な社会を実現する社会基盤であると定義されております。

その1つ目には国民の利便性の向上。添付書類の削減など行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。2つ目には行政の効率化。地方公共団体などのさまざまな情報の照合、転記、入力などに要する時間など削減、さらに複数の業務の連携が進み、無駄が削減され、3つ目には公平・公正な社会の実現。所得など行政サービスの受給状況を把握し、負担を不当に免れることなく、給付を不正に受け取ることを防止し、本当に困っている人への支援を行うことができるとあります。

すなわち、マイナンバー制度は、社会保障や税に関する行政事務の効率化、より正確な所得把握を通じて社会保障や税の給付負担の関係の適正化が図られ、かつ、カードを取得すれば、番号確認と身元確認が行うことができるとあります。

また、ちょっと調べたんですが、定かでないけれども、マイナンバー制度に要した費用、初期投資額、約2,000億円超とも言われております。当然にして、ランニングコストもかかると思えますが。

ところが、ここに来て、経済財政諮問会議、行政の効率化に向け国民のマイナンバーカード取得を促すべきだとして、取得の義務化も視野に入れて、抜本的な対策を取り組むよう政府に提言したと報道されております。公平・公正な社会を実現する社会基盤であると定義されておれば、当然のようにも考えられます。

それでは、国における交付率はどうでしょうか。平成29年3月、この3月ですね、時点で8.4%にとどまっておると報道されております。

富山県は、平成29年、この5月31日現在で8.4%であり、人数にして9万人余りだそうです。近隣の立山町では、平成29年4月30日現在6.9%であり、上市町では、同年6月6日現在で6.95%であると聞きました。

それぞれに交付申請を促す対策として、広報の掲載、あるいは確定申告時に交付申請案内をし、さらには立山町では、月1回程度、休日に窓口を開庁。ただ、これについては全く効率が悪く、今年度は開庁していないという……。いろいろな工夫をされておりますが、あまり効果は期待できなかったとのことでありました。

さて、舟橋村は、これまでどんな対策をしてきたのか。第1号は村長でした。が、その後、舟橋村のマイナンバー制度において、交付申請を促すための手段を考えられたのですか、どうであったのですか。

私の知るところでは、村報において説明をしております。平成27年10月号で「マ

イナンバー制度について」と題して、「マイナンバーで何が変わるの?」、マイナンバーを「どんなときに使うの?」「マイナンバー導入の流れ」、あるいは「通知カードQ & A」等々が説明されております。平成28年1月号では、「個人番号カードの交付が始まります」と題して、「個人番号カードは申請により無料で交付されます」「個人番号カードの申請から交付まで」「住所の変更などの際は、通知カード・個人番号カードを提出してください」というふうに説明されております。この時々の反応はいかがであったかというふうに思います。

さらに、ことし2月号では、確定申告の案内の中で、マイナンバーの記載と番号確認書類として個人番号カードの提示が必要です。もう一遍言います。マイナンバーの記載と番号確認書類として個人番号カードの提示が必要ですと記載しておるんです。ただ、これだけで、交付申請を促しているものではないと考えられます。

要は、必ずしも必要としないと思われても、仕方がないのであります。義務ではないため、私も実は、先ほども言いましたように、交付申請はしていませんが、近いうちに交付申請をしたいというふうに考えております。

しかし、先ほども申しましたけども、近い将来義務化されるとしたら、どのような対応をすればよいのか。それ以前の問題ではないかと考えます。必要性を訴え、前途を見据えた村当局の考えについてお答え願います。

○議長（明和善一郎君） 副村長 古越邦男君。

○副村長（古越邦男君） 4番森議員さんのご質問にお答えいたします。

マイナンバー導入経緯につきましては、国の縦割り行政の中で、機関ごとに基礎年金番号や健康保険被保険者番号、運転免許証番号、住民コード等を各個人にそれぞれ付してきたわけでございますが、大変非効率で不都合が生じている現状を改めるために、社会保障・税・災害対策の3分野で個人情報の一元化を図る目的で、平成27年10月から全国民に個人番号の通知が行われ、28年1月からはマイナンバーカードの交付が始まっております。

マイナンバーカードの普及促進を図るために、村では、平成28年1月及び2月の土日祝日にカード交付窓口を開設いたしまして、1月は17枚、2月は9枚交付しております。また、「広報ふなはし」でマイナンバー制度のPRを行うとともに、窓口業務で、運転免許証等の身分証明をお持ちでない方に、公的身分証明書となるマイナンバーカードの申請を勧める対応を行ってきております。

交付枚数は、制度開始直後の1月から3月までは月平均40件ほどでしたが、その後、現在までは月10件以下で推移しております。先月末現在の交付枚数は205枚で、普及率は6.7%で、国平均の8.4%、県平均の8.2%を下回っている状況です。

現在、村でマイナンバーカードを利用できるのは「e-Tax」による確定申告時の電子証明書の役割のみとなっております。

交付率の低い原因は、各人のライフスタイルにもよりますが、カードの利便性がよくないことが一因と推測されます。

経済財政諮問会議でも、民間議員から交付率の低さに対する指摘がなされまして、担当大臣である高市総務大臣は、改善に向け、ことし3月に「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」をつくった。今後は取り組みを公表していくという発言されております。

マップの内容は、官民における本人確認できる身分証としての利用、住民票の写し等のコンビニ交付や図書館利用など行政サービスでの利用、金融やチケットなど民間企業の提供するサービスにおける利用など、マイナンバーカード公的個人認証サービス等の利用範囲の拡大、また、ことし秋ごろに本格運用開始予定のマイナポータルで、マイナンバーカードを使って情報提供の記録や自己情報の確認、ワンストップでの子育て関連手続の申請届け出等、利便性向上に向けた内容が掲げられております。順次さまざまなサービスが提供されていくことになるかと思っております。

村といたしましては、自宅からオンラインで手続ができ、若者世代のサービス向上につながる「子育てワンストップサービス」を調査研究の上、できれば導入してまいりたいというふうに考えております。

また、住民票、戸籍等の証明書のコンビニ交付も、役場窓口に出向かず、最寄りのコンビニで取得可能となり利便性が高いのですが、システム導入には約1,000万円、年間の維持費用に約100万円必要と試算しております。一方、住民票・戸籍の発行手数料収入は、28年度で79万8,350円しかございません。

今後、皆様方のご意見をいただきながら、また周辺自治体の動向をも調査し、検討してまいりたいというふうに思っております。

国は、ロードマップのPDCAサイクルを確保する観点から、定期的に進捗状況を点検するとともに、必要に応じて見直しを実施するとしておりますので、その内容を調査

いたしまして、サービスの向上につながるような制度となれば、積極的に対応してまいりたいというふうに考えております。

先ほど議員から義務化というお話が出ておりましたので、それについて総務大臣が発言されている部分もご紹介をさせていただきたいと思っております。

取得の義務化については、住民に対して、窓口に出向くことを強制することになるので、現段階で取得の義務化は難しいと思っているというような発言もされております。

そのこともお伝えいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（明和善一郎君） 森 弘秋君。

○4番（森 弘秋君） 答弁、ありがとうございます。

思想的なことは、別に、特に聞きとうもないし、そうもいきませんが、このマイナンバー制度の本質論。本質論というのは、勉強されていると思いますが、私もまだそんなに、特別勉強しておりませんが、マイナンバー制度というのはなぜ起きたかと、なぜつくられたのかと。ある筋の情報によりますと、このマイナンバー制度というのは、国民が求めたのではないと。政府が考えてかね、やりましょうと。これには、中でも言いましたけれども、税金だとか、あるいは不正だとかそういったものをきちんとやりましょうと。こんなこともありましたよね。2,000億円とか3,000億円とかって初期投資額なんかも出ていましたんですけども、これだけかければ、国民、大変やということなんですけど、いやいや、そうではないと。これは、税の公平性といいますか、そういった観点からすれば、ちゃんと元が取れるんだと。いや、私に言わせれば、元っちゃんどんな意味かよくわかりませんが、要するに、何で起きたかと。舟橋村、国の平均が8.9とか約9%といいますけども、何でこれがもっと、もっと前へ進まないのかと。

たまたま総務大臣の話もありましたけど、私自身は、だから、最初に言いましたように、思想ではなくて、村としても、日本一ちっちゃな村、3,000人か。3,000人、全部が全部、言わんけども、やっぱり率先してマイナンバーカードを給付しようやと、とりましょうやということぐらいは……。

いや、国の並び、あるいは県の並び、市町村の並び、それは確かに大事かもしれませんが、私はもう一度いいますけども、村長が第1号として受けられたんですよ。だから、舟橋村もそれに基づいて、少なくとも50%ぐらいには持っていこうじゃないかという姿勢が必要でないかと。確かに村報なりにも出ていましたけどもね。そういうこ

とを、本質論を踏まえながら、得策かどうかわかりませんが、そういったことで発行、交付といたしますか、そういうものをお願いしたいというふうに思います。

確かに窓口の開庁もありましたけども、最初は40件、そのうちに10件と少なくなつて、6.7%ですか、若干少ないと。これを少なくとも倍ぐらいに、それくらいは…

…。義務化云々等もありますけども、何であったかという本質論を踏まえながら、一生懸命発行状況に、交付といたしますか、交付申請に協力してもらいたいというふうに、頑張ってもらいたいというふうに思います。

○議長（明和善一郎君） 副村長 古越邦男君。

○副村長（古越邦男君） 今、森議員からお話しいただきましたように、村といたしましても、今後とも交付率の向上にいろいろな機会を通じまして、普及してまいりたいというふうに思っております。

先ほども申し上げましたとおり、サービス内容が高まれば普及率もそれにつながっていくものというふうにも考えておりますので、これからも議員各位のご協力等をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（明和善一郎君） 森 弘秋君。

○4番（森 弘秋君） ですから、マイナンバーカード、要するに、行政負担として、法律、何でできたかというその本質というものを少し勉強してもらいたいというふうに思います。

以上です。

○議長（明和善一郎君） 以上をもって一般質問並びに質疑を終わります。

（議案の常任委員会付託）

○議長（明和善一郎君） 次に、ただいま議題となっております議案第20号から議案第22号までは、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

陳 情 に つ い て

○議長（明和善一郎君） 日程第2 陳情についてを議題とします。

(陳情の常任委員会付託)

○議長(明和善一郎君) 本定例会において受理した陳情1件は、お手元に配付してあります付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

散 会 の 宣 告

○議長(明和善一郎君) 以上をもって本日の日程は全部終了しました。
本日はこれにて散会します。

午前11時04分 散会